

新潟みずほ福祉会 令和4年度第4回理事会議事録

- 1 招集通知年月日 令和4年11月9日
- 2 開催日時 令和4年11月24日
午前10時から午前10時30分まで
- 3 開催場所 新潟市西区みずき野1丁目6番11号
総合支援センター 会議室
- 4 理事定数 6名
- 5 出席理事名 6名 佐藤 隆、和田 晋弥、野澤 慎吾、海老 郁夫
多賀 邦夫、田中 順
- 6 出席監事名 1名 鈴木 昭
- 7 本部等出席者 8名 五十嵐秀行、金子 浩、渡邊 晴美、瀧澤千代美
関谷 愛子、田中 敦子、柴野 由紀、伊藤一美

8 議事の要領

(1) 開 会

本部から開会の宣言

※「理事の競業取引」「理事の利益相反」「監事による不正行為」がないことを事前送付資料に明記し通知してあるため説明不要。

(2) 議長の選任

定款細則第12条の規定により諮り、佐藤理事長が議長となる。

(3) 理事会成立の報告

議長より定款第28条の規定により理事会は有効に成立する旨報告した。

(4) 議事録署名人

定款第29条第2項の規定により、理事長及び監事が署名人となる。

9 審議事項

(1) 第1号議案 「監事候補者推薦書」について

資料に沿って本部長（海老理事）が説明し、

大原利光監事 全会一致で承認した。

(2) 第2号議案 「評議員選任・解任委員会委員推薦書」について

資料に沿って、本部長が説明し、

大原利光監事 全会一致で承認した。

- (3) 第3号議案 「わぁ〜らく運営規程の一部改正」について
資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で承認した。
- (4) 第4号議案 「定款の一部変更」について
資料に沿って、本部長（海老理事）が説明し、全会一致で、承認した。
- (5) 第5号議案 「評議員会の招集」について
資料に沿って本部長（海老理事）が説明し、全会一致で、承認した。

「閉会」

以上をもって議案の審議を終え、上記会議のてん末を承認し、理事長及び監事はこれに記名押印する。

令和4年11月24日

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会 理事会

理事長	佐藤 隆
監事	鈴木 昭
議事録作成理事	海老 郁夫



以上

令和4年度第4回 理事会 議案

日 時 令和4年11月24日午前10時から

会 場 総合支援センター会議室

1 議案

- (1) 第1号議案 監事候補者推薦について
- (2) 第2号議案 評議員選任・解任委員会委員推薦について
- (3) 第3号議案 わあ〜らく運営規程の一部改正について
- (4) 第4号議案 定款の一部変更について
- (5) 第5号議案 評議員会の招集について

第1号議案

社会福祉法人 新潟みずほ福祉会 監事候補者

令和4年11月24日現在

役職名	氏名	性	住所	職業	就任年月日	任期満了年月日	親族等の関係	生年月日
監事	大原 利光	男	新潟市西区	税理士	2022/11/24	令和5年度 定時評議員会	無	S32.10.13

(役員の定数) 定款第16条

この法人には、次の役員を置く。(1)理事6名 (2)監事2名

(役員の任期)定款第21条

理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(任期の起算点は、評議員会における「選任時」とする。)

- 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。
- 理事又は監事は、第16条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は就任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

第2号議案

新潟みずほ福祉会 評議員選任・解任委員 推薦者名簿

令和4年11月24日

役職名	氏名	住所	職業	就任年月日	任期満了年月日	生年月日
監事	大原 利光	新潟市西区坂井1-5-14	税理士	令和4年11月24日	令和7年度最終評議員会	昭和32年10月13日

第3号議案

わぁ～らく指定特定・児相談 運営規程の一部改正について

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

令和4年11月1日から適用する。→令和4年10月1日から適用する。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
(従業者の職種、員数及び職務内容) 第4条 (1)省略 (2)相談支援専門員 <u>3名以上</u> (3)相談員 <u>0名</u>	(従業者の職種、員数及び職務内容) 第4条 (1)省略 (2)相談支援専門員 2名 (3)相談員 2名

わぁ～らく指定一般 運営規程の一部改正について

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

令和4年11月1日から適用する。→令和4年10月1日から適用する。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
(従業者の職種、員数及び職務内容) 第4条 (1)省略 (2)相談支援専門員 <u>3名以上</u> (3)相談員 <u>0名</u>	(従業者の職種、員数及び職務内容) 従業者の職種、員数及び職務内容) 第4条 (1)省略 (2)相談支援専門員 2名 (3)相談員 2名

第4号議案

定款の変更について

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

令和4年9月28日から適用する。

新旧対照表

下線部分改正点

新	旧
<p>(資産の区分)</p> <p>(1)～(4)</p> <p>省 略</p> <p>(5) 新潟県新潟市西区藤野木字川原 51番地所在のみのり園の</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6)～(16)</p> <p>省 略</p> <p><u>(17) 新潟県新潟市西区小見郷屋10 7番2、58番4の一部所在のグルー プホームもみじ</u> <u>寄 宿 舎 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建(171.94㎡)</u></p> <p><u>(18) 新潟県新潟市西区小見郷屋10 7番2の一部所在のグループホームあ じさい</u> <u>寄 宿 舎 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建(156.84㎡)</u></p>	<p>(資産の区分)</p> <p>(1)～(4)</p> <p>省 略</p> <p>(5) 新潟県新潟市西区藤野木字川原 51番地所在のみのり園の</p> <p>体育館 鉄骨造亜鉛メッキ合板葺平屋 建(399.22㎡)</p> <p>作業所 軽量鉄骨造ビニール板葺平家 建(148.59㎡)</p> <p>作業所 軽量鉄骨造ビニール板葺平家 建(148.59㎡)</p> <p>作業所 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建(124.07㎡)</p> <p>(6)～(16)</p> <p>省 略</p>

第5号議案

評議員会の招集について

定款

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

令和4年度第3回評議員会

- 1 日 時 令和4年11月24日(木)午前10時30分
- 2 場 所 総合支援センター1階会議室
- 3 内 容 (1) 議案
 - ・ 監事の選任

